


所管部課	社会教育部 中央図書館	部長	小俣 学			
件名	「東大和市立図書館条例の一部を改正する条例」の議案資料の提出について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市立図書館条例 東大和市立図書館運営規則				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 概要</p> <p>「東大和市立図書館条例の一部を改正する条例」については、令和3年第1回東大和市議会定例会に提案することについて、令和3年1月20日の庁議において審議済みである。</p> <p>本件が、新たに指定管理者制度を導入する施設に関わることから、条例の審議の参考とするため、別紙「東大和市立図書館条例新旧対照表」及び「東大和市立図書館運営規則新旧対照表（案）」について、議案資料として提出することとしたい。</p> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>市議会における円滑な審議に寄与できる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年9月1日 令和2年第4回東大和市議会議員全員協議会において「地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子について」の概要を説明済み。 						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議後、令和3年第1回市議会定例会へ議案資料として提出したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。